

議案第 37 号

松阪市職員の給与に関する条例の一部改正について

松阪市職員の給与に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

平成 28 年 2 月 18 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 松阪市職員の給与に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100 分の 95）」の次に「、12 月に支給する場合においては 100 分の 85（管理職員にあっては、100 分の 105）」を加え、同項第 2 号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100 分の 45）」の次に「、12 月に支給する場合においては 100 分の 40（管理職員にあっては、100 分の 50）」を加える。

附則第 11 項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100 分の 1.425」の次に「、12 月に支給する場合においては 100 分の 1.575」を、「勤勉手当減額基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100 分の 95」の次に「、12 月に支給する場合においては 100 分の 105」を加える。

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

第2条 松阪市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第3条第3項中「複雑困難」を「複雑、困難」に改め、「標準的な」を削り、「規則で定める」を「、別表第4の等級別基準職務表に定めるところによる」に改める。

第5条第1項中「分類の基準」を「等級別基準職務表」に改める。

第18条の3第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

第19条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の75（管理職員にあっては、100分の95）、12月に支給する場合には100分の85（管理職員にあっては、100分の105）」を「100分の80（管理職員にあっては、100分の100）」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の35（管理職員にあっては、100分の45）、12月に支給する場合には100分の40（管理職員にあっては、100分の50）」を「100分の37.5（管理職員にあっては、100分の47.5）」に改める。

附則第11項中「、6月に支給する場合には100分の1.425、12月に支給する場合には100分の1.575」を「100分の1.5」に、「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の100」に改める。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4 等級別基準職務表（第3条関係）

ア 行政職給料表（1）

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	副主任、副主査の職務
4級	主任、主査、係長の職務
5級	1 課長補佐及び主幹の職務 2 室長の職務
6級	1 課長及び担当監の職務 2 課に相当する室の室長の職務
7級	次長及び参事の職務
8級	1 部長、地域振興局長及び理事の職務 2 会計管理者の職務

イ 医療職給料表（1）

職務の級	基準となる職務
------	---------

1 級	医員の職務
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする医員の職務
3 級	各医療科長及び部長の職務
4 級	副院長及び医療部長の職務
5 級	院長

ウ 医療職給料表 (2)

職務の級	基準となる職務
1 級	診療放射線技師、診療 X 線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、歯科技工士、歯科衛生士、栄養士、マッサージ指圧師等の職務
2 級	薬剤師、診療放射線技師、診療 X 線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、歯科技工士、歯科衛生士、栄養士、マッサージ指圧師等の職務
3 級	薬剤師、診療放射線技師、診療 X 線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、歯科技工士、歯科衛生士、栄養士等の職務
4 級	主任及び係長の職務
5 級	副薬剤部長及び副技師長の職務
6 級	薬剤部長及び技師長の職務

エ 医療職給料表 (3)

職務の級	基準となる職務
1 級	准看護師の職務
2 級	准看護師、看護師及び助産師の職務
3 級	看護師及び助産師の職務
4 級	主任看護師及び主任助産師の職務
5 級	看護師長の職務
6 級	看護部長及び副看護部長の職務

オ 教育職給料表

職務の級	基準となる職務
1 級	幼稚園教諭の職務
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする幼稚園教諭の職務
3 級	副主任の職務
4 級	主任の職務
5 級	幼稚園の園長の職務
6 級	困難な業務を所掌する幼稚園の園長の職務

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の松阪市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の松阪市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（松阪市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年松阪市条例第37号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第5条の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。